



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年5月20日金曜日 第308号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）... 485

告 示

愛媛県工事執行規程の一部改正.....（行革分権課行政管理室）... 486

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 487

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務の委託.....（子育て支援課）... 487

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 487

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）... 488

土地改良事業の工事完了の届出.....（ " ）... 488

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 488

土地改良事業の計画の変更の認可.....（ " ）... 489

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（ " ）... 489

指定居宅サービス事業の廃止.....（南予地方局地域福祉課）... 489

指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 489

道路の区域変更（県道節安下鍵山線）.....（南予地方局管理課）... 490

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 490

道路の供用開始（県道網代鳥越線）.....（ " ）... 490

落札者等の告示.....（警察本部会計課）... 490

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 490

愛媛県立高等学校空調整備の借入れ及び保守管理等業務（電気式）.....（高校教育課）... 491

教育委員会公告

令和5年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日に
ついて.....（高校教育課）... 492

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 493

正 誤

令和4年4月22日付け愛媛県報第301号愛媛県告示第455号（大規模小売店舗の変更の届出の概要等）中.....（経営支援課）... 493

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第26号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（会計管理者等の事務の一部委任）	（会計管理者等の事務の一部委任）
第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり	第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり

とする。

(1)~(4) 省略

(5) 総務部行財政改革局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定納付受託者に納付させ、及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第158条の2第1項の規定による歳入の収納の事務の委託を受けた者に払い込ませる地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する徴収金の収納及び保管に関すること。

(6)~(18) 省略

2 省略

(誤払金等の歳入の調定の時期)

第11条 歳入徴収者は、令

第159条の規定による誤払金等(以下「誤払金等」という。)であつて当該誤払金等の納入の通知をしているものが出納閉鎖の日までに戻入れとならなかつたときは、その翌日において歳入として調定をしなければならない。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)

第134条 契約担当者は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合は、工事の請負契約等を締結しようとするときを除き、予定価格の10分の8以上の価格を最低制限価格としなければならない。

2 省略

(予定価格の作成等)

第146条 契約担当者は、随意契約をするときは、予定価格を第133条第1項及び第2項の規定の例により決定し、当該予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(1)~(3) 省略

(4) 非常災害のために必要な応急措置として行う復旧工事に係る契約であつて特に緊急を要すると認められるもの

2 省略

とする。

(1)~(4) 省略

(5) 総務部行財政改革局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定納付受託者に納付させる

地方税法

(昭和25年法律第226号)に規定する徴収金の収納及び保管に関すること。

(6)~(18) 省略

2 省略

(誤払金等の歳入の調定の時期)

第11条 歳入徴収者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第159条の規定による誤払金等(以下「誤払金等」という。)であつて当該誤払金等の納入の通知をしているものが出納閉鎖の日までもどし入れとならなかつたときは、その翌日において歳入として調定をしなければならない。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)

第134条 契約担当者は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設けるときは

、予定価格の10分の8以上の価格を最低制限価格としなければならない。

2 省略

(予定価格の作成等)

第146条 契約担当者は、随意契約をするときは、予定価格を第133条第1項及び第2項の規定の例により決定し、当該予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(1)~(3) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第134条第1項の改正規定は、令和4年6月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第552号

愛媛県工事執行規程(昭和39年8月愛媛県告示第695号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(契約保証金)	(契約保証金)
第7条 1件の設計金額(請負に付すべき金額(材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額)をいう。以下同じ。)が100万円以上の工事については、規則第154条第1号、第2号又は第5号(契約が規則第146条第1項第4号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合及び当該契約を規則第158条	第7条 1件の設計金額(請負に付すべき金額(材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額)をいう。以下同じ。)が100万円以上の工事については、規則第154条第1号又は第2号

の規定により変更する場合に限る。)の規定による場合を除き、契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の増額変更により既に納付させた契約保証金額が請負代金額の10分の1(規則第133条の2第2項の規定による調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3)に満たなくなつた場合におけるその差額の納付については、この限りでない。

(工程表の省略)

第9条 工程表を省略することができる工事は、1件の請負代金額が50万円未満のもの、年間維持工事(県が管理する施設、設備等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持することを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事をいう。以下同じ。)及び規則第146条第1項第4号の復旧工事(同号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合に限る。)とする。

の規定による場合を除き、契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の増額変更により既に納付させた契約保証金額が請負代金額の10分の1(規則第133条の2第2項の規定による調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3)に満たなくなつた場合におけるその差額の納付については、この限りでない。

(工程表の省略)

第9条 工程表を省略することができる工事は、1件の請負代金額が50万円未満のもの及び年間維持工事(県が管理する施設、設備等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持することを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事をいう。以下同じ。)とする。

○愛媛県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
チェリー薬局 ラフター	松山市古川北一丁目21番24号	株式会社チェリー薬局	松山市保免西一丁目11番24号	代表取締役 渡辺慎一郎	精神通院医療(薬局)	令和4年5月1日
ウエルシア薬局 松山東垣生町店	松山市東垣生町358番1	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬局)	令和4年5月1日

○愛媛県告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
社会福祉法人ともの家	松山市溝辺町甲94	理事長 永和志野	訪問看護ステーションともの家	松山市溝辺町甲94	精神通院医療	令和4年5月1日	
株式会社 洸	新居浜市本郷一丁目11番23号	代表取締役 神野大成	訪問看護ステーション仁~じん~	西条市周布212-72階	精神通院医療	令和4年4月1日	

○愛媛県告示第555号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

○愛媛県告示第556号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
イオン今治店	今治市馬越町四丁目8番1号	駐車場の自動車の出入口の数	7箇所	6箇所	令和5年2月28日	令和4年4月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南宇和郡愛南町御荘平山及び御荘菊川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業、農業用道路整備事業・御荘平山地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年5月23日から6月17日まで

3 縦覧場所

愛南町役場本庁

○愛媛県告示第558号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	瀬戸第一地区（伊方町）	令和4年3月10日

○愛媛県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松前町岡田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年5月20日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	栗坂 信之	伊予郡松前町大字大間323-4
"	大政 義久	伊予郡松前町大字大間163-1
"	渡部 均	伊予郡松前町大字上高柳359
"	仙波 俊三	伊予郡松前町大字上高柳167
"	高城 譲	伊予郡松前町大字恵久美114-2
"	喜安 興	伊予郡松前町大字恵久美524
"	重川 鐵	伊予郡松前町大字昌農内174
"	喜安 光男	伊予郡松前町大字昌農内576
"	水口 稔章	伊予郡松前町大字西高柳97
"	川中 勲	伊予郡松前町大字西高柳350
"	重松 美明	伊予郡松前町大字西古泉137-4
"	福島 清繁	伊予郡松前町大字西古泉76
"	喜安 眞造	伊予郡松前町大字北川原70-1
"	大川 泰範	伊予郡松前町大字北川原357-2
"	岡本 明	伊予郡松前町大字北川原1122-1
"	山本 又雄	伊予郡松前町大字北川原1574-1
監事	足立 明	伊予郡松前町大字上高柳279
"	大政 喜代武	伊予郡松前町大字恵久美211-3
"	重川 徹	伊予郡松前町大字昌農内348
"	西野 裕一	伊予郡松前町大字北川原346-1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	大政 秀雄	伊予郡松前町大字大間25-3
"	大政 義久	伊予郡松前町大字大間163-1
"	渡部 均	伊予郡松前町大字上高柳359
"	仙波 俊三	伊予郡松前町大字上高柳167
"	池内 成和	伊予郡松前町大字恵久美93-2
"	喜安 興	伊予郡松前町大字恵久美524
"	重川 鐵	伊予郡松前町大字昌農内174
"	喜安 光男	伊予郡松前町大字昌農内576

"	大西明彦	伊予郡松前町大字西高柳322
"	川中勲	伊予郡松前町大字西高柳350
"	重松美明	伊予郡松前町大字西古泉137 - 4
"	福島清繁	伊予郡松前町大字西古泉76
"	喜安真造	伊予郡松前町大字北川原70 - 1
"	大川泰範	伊予郡松前町大字北川原357 - 2
"	木村博	伊予郡松前町大字北川原890 - 2
"	山本又雄	伊予郡松前町大字北川原1574 - 1
監事	伊賀上典久	伊予郡松前町大字大間216
"	水口稔章	伊予郡松前町大字西高柳97
"	鳥谷章一	伊予郡松前町大字西古泉323
"	岡本明	伊予郡松前町大字北川原1122 - 1

愛媛県中予地方局長 大北 秀

○愛媛県告示第561号

道後平野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月20日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 道後平野土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 道後平野土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和4年5月23日から令和4年6月17日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁、伊予市役所本庁、東温市役所本庁、松前町役場及び砥部町役場本庁

○愛媛県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市志津川土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和4年5月12日認可した。

令和4年5月20日

○愛媛県告示第562号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年5月20日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間町保健福祉センター	令和4年3月31日	福祉用具貸与
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間町保健福祉センター	令和4年3月31日	特定福祉用具販売
株式会社 丸三	通所介護丸三	愛媛県宇和島市中央町二丁目3番22号	令和4年3月31日	通所介護
社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会	保内町デイサービスセンター	愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1保内保健福祉センター1階	令和4年3月31日	通所介護
社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会 デイサービスセンター 長浜	愛媛県大洲市柴甲1402番地3	令和4年3月31日	通所介護
株式会社フォースコーポレーション	デイサービスセンターやすらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	令和4年3月31日	通所介護
株式会社フォースコーポレーション	訪問介護センターやすらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	令和4年3月31日	訪問介護

○愛媛県告示第563号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年5月20日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間町保健福祉センター	令和4年3月31日	介護予防福祉用具貸与
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間町保健福祉センター	令和4年3月31日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中4番1地先から 同大字1864番2まで	旧	メートル 6.1~22.5	キロメートル 0.096	
		北宇和郡鬼北町大字父野川中4番3から 同大字3番1まで	新	10.7~32.9	0.096	

○愛媛県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中4番3から 同大字3番1まで	令和4年5月20日

○愛媛県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	網代鳥越線	宇和島市津島町成464-8から 同町成464-2まで	令和4年5月20日

○愛媛県告示第567号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ヘリコプター12か月定期点検整備	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和4年4月28日	中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地	51,150,000円	一般競争入札	令和4年3月18日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和4年5月6日あったので公表する。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 2022年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2022年5月21日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（電気式）

(2) 借入物品名及び数量

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ 一式
ただし、空調機器及び受電設備（以下「空調設備」という。）の設置工事（設置に必要な資材を含む）並びに保守管理及び修繕を含む。

数量は以下のとおり。

4校139教室

(3) 借入物品の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間

各高等学校の空調設備は、令和5年3月31日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。

借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から10年間（120箇月）とする。

なお、借入期間は、10年間経過後、空調設備に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、最長6年間延長できるものとする。

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、(2)に要する総額を借入期間（120箇月）において均等に分割した1月当たりのサービス利用料金の金額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年3月31日までに、要求する仕様の空調設備を確実に納入し、各高等学校への空調設備の設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 空調設備に係る保守管理及び修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) この入札公告の日から過去5年に種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。

(5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

(2) 入札書の受領期限

令和4年6月28日（火）から6月30日（木）午前9時59分までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、6月29日（水）午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和4年5月20日（金）から6月10日（金）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年6月30日（木）午前10時00分

愛媛県庁第一別館10階教育委員室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札仕様確認書を知事に提出し、2に掲げる資格を有することの確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和4年6月10日（金）午後5時15分まで

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

ウ 退出方法

持参又は郵送等

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者

であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural High School Air conditioning , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 30 June 2022
(tenders submitted by mail: 5:15 p.m. , 29 June 2022)
- (3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2951

教育委員会公告

○公告

令和5年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る
学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び
合格者の発表の日について

令和5年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

令和4年5月20日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号。以下「旧中学校学習指導要領」という。）により第1学年において指導する内容、中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号。以下「新中学校学習指導要領」という。）により第2学年及び第3学年において指導する内容並びに平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年7月文部科学省告示第94号。以下「中学校特例告示」という。）2(1)及び(2)、3(1)及び(2)、4(1)及び(2)並びに5(1)及び(3)の規定により令和2年度の第1学年において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、令和2年度における学習が、新中学校学習指導要領の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	令和5年3月7日(火)及び同月8日(水)	令和5年2月9日(木)	令和5年3月30日(木)
合格者の発表の日	令和5年3月20日(月)	令和5年3月20日(月)	令和5年3月31日(金)

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(ア) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）により中学部第1学年において指導する内容、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月文部科学省告示第73号。以下「新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」という。）により中学部第2学年及び第3学年において指導する内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成29年12月文部科学省告示第181号）第2(3)の規定により中学校特例告示2(1)及び(2)、3(1)及び(2)、4(1)及び(2)並びに5(1)及び(3)の規定に準じて令和2年度の第1学年において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、令和2年度における学習が、新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(イ) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年2月文部科学省告示第15号）1二及び2二の規定に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	令和5年3月10日(金)
合格者の発表の日	令和5年3月22日(水)

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

旧中学校学習指導要領により第1学年において指導する内

容、新中学校学習指導要領により第2学年及び第3学年において指導する内容並びに中学校特例告示2(1)及び(2)、3(1)及び(2)、4(1)及び(2)並びに5(1)及び(3)の規定により令和2年度の第1学年において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、令和2年度における学習が、新中学校学習指導要領の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

- (2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日
愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和4年5月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,139,535
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,791
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 242,442
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,971	14,324
南宇和郡	17,978	5,993
松山市・上浮穴郡	434,283	139,048
今治市・越智郡	136,004	45,335
宇和島市・北宇和郡	73,754	24,585
八幡浜市・西宇和郡	35,739	11,913
新居浜市	98,168	32,723
西条市	89,901	29,967
大洲市・喜多郡	49,019	16,340
伊予市	30,638	10,213
四国中央市	71,806	23,936
西予市	31,218	10,406
東温市	28,056	9,352

正 誤

○正 誤

令和4年4月22日付け愛媛県報第301号愛媛県告示第455号（大規模小売店舗の変更の届出の概要等）中

ページ	箇所	誤	正
398	表中 変更後欄	山口 晋	山口 普